



病院図書室における医学情報サービスと著作権

京都南病院司書 山室 真知子

I. はじめに

一 文献の相互貸借一

今から25年前、近畿病院図書室協議会が結成された第一の目的は複写による文献の相互協力であった。どの病院に図書室があるのか、図書室があっても果たして司書か担当者が配置されているかどうかまったくわからない状態での病院図書室の組織作りであった。勿論わが国で初めての試みである。医療の第一線にある病院の医師およびコメディカル・スタッフが、臨床に必要な最新の医療情報を提供したくても当時の各病院図書室が所蔵している資料は微々たるものであった。医師らから要求される文献のほとんどは大学図書館に依頼して入手する術しかなかった。卒後の若い医師を病院へ送り込む大学の医学図書館なら当然協力がえられるであろうとの期待もあったが、医学図書館協会に加盟していない病院図書室への文献の提供は地元の大学を除いては謝絶されがちであった。病院に図書室があり、司書が配置されていることすらほとんど知られていなかったためであろう。それに現在のように情報提供、情報公開の時代でもなかった。大学図書館に一方的に依存するだけではなく、病院図書室の組織を結成することによりその存在と役割を明らかにし、病院図書室間での相互協力の姿勢を示したうえで協力を求めるべきであろう、との主旨から病院図書室の

組織の結成へとなったのである。とくに臨床に必要なとする医師からの文献依頼には「何とか迅速に文献を提供したい」との一念であった。司書として当然複写に関する著作権法上の定めは認識していたものの、病院図書室が著作権法適用外であることにまでは考え及ばなかった。しかし複写による文献の相互協力が円滑に行なわれるようになった頃から、なぜ、病院図書室は著作権法適用外なのか、我々はこの疑問を抱えつづけてきている。

II. 病院図書室の利用対象

かつての病院図書室の利用者は医師のみを対象とし、医局の延長上にあつたといつてよい。協議会が発足して図書室担当者間での研修と交流の中で、看護婦をはじめコメディカル・スタッフの研修に図書室の利用をすすめ、サービスの対象とする努力がされるようになった。また、地域の医師会員、開業医へも図書室の利用が勧められている。このような利用者の拡大により病院図書室の存在は知られるようになり果たすべきサービスの基盤が整ってきている。

また、最近ではインフォームド・コンセントの提唱により、医師と患者とのコミュニケーションが重要視されるようになった。患者が医師の説明をよく理解し納得のうえでの治療が受けるために必要とのことで患者への医学知識の啓蒙が考えられるようになった。病院のアメニティとして設置された患者図書室にも健康図書ともいわれる、患者や一般の人に分かりやすく書

やまむろ まちこ

yamamuro@hosplib.org

かれた医学書が置かれるようになった。これまでとかく閉鎖的であった医学情報が必要とする人々へ提供されつつあり、このサービスこそ病院図書室がこれから担うべき役目であろうと考えられる。診療録（カルテ）開示の動きもあり、医師と患者と共通した場でのコミュニケーションがますます奨励されつつある。

Ⅲ. 病院図書室と著作権法第31条

病院は研修医をはじめ若い医師の実地教育の場でもある。また看護婦、看護学生、コメディカル・スタッフにとっても、高度化される医学の進歩にそれぞれの専門知識を学ぶ場である。病院図書室の資料はその教材やカンファレンスの資料として文献の複写が必要である。そして各病院図書室の資料は急速な医学・医療の進歩に十分な資料を所蔵することは不可能であるので、所蔵していない資料については他病院図書館に依頼し該当文献の複写を依頼して提供してもらわねばならない。また他病院から依頼を受けた時には文献を複写にて提供する。このように病院図書室においても文献の複写は医療情報収集に欠くことができない手段である。

なぜ病院図書室は著作権法第31条の適用外になるのか。第31条をどう解釈しようと病院図書室は複写が認可されていない。病院は営利を目的としてはならない機関であることが他の企業とは大きく異なり、まして病院経営の中では非採算部門である図書室自体も全く営利性をもつものではない。医学情報の提供により患者の治療に役だったとしても、また最良の医療が提供ができ良い結果が得られたとしても、決して病院経営に利潤を及ぼすものではない。

著作権法第31条に基づく図書館が社会的にまたは教育に貢献するのと同じく、病院図書室は人の生命にも関わる医療へ貢献するものであると我々は信じてきた。

Ⅳ. 病院図書室における複写サービス

当協議会設立25周年を迎えた今日、病院図書

室の存在とそのサービスの重要性は少なくとも医療関係者には知られるところとなり、全国各地域に組織されたネットワークでの相互協力活動が活発に行われている。そのための資料として当協議会においても会設立と同時に会員図書室所蔵の雑誌目録を作成し、改訂と改訂の間は、各年ごとに「現行雑誌所在目録」を継続刊行している。司書の活動も25年前には想像もできなかったほどに各研究会での発表、発言がされている。医学情報のデジタル化された著作物の利用が可能となったとはいえ、患者の治療に必要な資料を自館で調達できない病院図書室では、文献を複写しての相互貸借は避けられない医療情報提供の手段である。とくに臨床の場である病院では、何時、どんな文献が必要となるかまったく予想できない。必要なときに迅速に文献を複写して提供するのが病院図書室の役目である。病院図書室が著作権法適用外であっても、臨床上の必要性を優先して行動しているのは決して私一人ではないと思う。我々病院図書室司書に科せられた宿命とも自負しているのかも知れない。かつて東京でのサリン事件の時には、被害者の治療に必要な情報収集と提供に聖路加国際病院医学図書館の大きな貢献があったことを知っていただきたいと思う。このような特別な例は別としても、救急患者や患者の急変時に、緊急に文献の調達が必要とされるのはほとんどの病院図書室で経験していることである。「個人の利用」の範囲での複写としても、症例カンファレンスの資料として、または患者の診療・治療に専念する医師に代わって司書の文献検索、文献複写サービスは必要であり、インフォームド・コンセントを助ける患者への医学情報の提供、EBMに基づいた医学情報の検索提供に複写による情報提供はこれからも病院図書室の重要なサービスであり、著作権法適用外ということでサービスを縮小することはまず考えられない。現在の著作権法を尊重するためにも、病院図書室での患者の治療、研究に必要なとする文献の複写ができるように認可してい

ただきたいと思う。

幸いなことは、我々司書のこれらのサービスは病院経営にも、また医師、コメディカル・スタッフ個人にも決して営利をもたらすものではないこと、そしてこのサービスは直接的にはその病院の患者の治療に役だてられ、間接的には学会発表等を通じて広く医学界に貢献すると確信できることである。

V. なぜ著作権法適用外

医学、医療という高度な情報と営利を目的としない病院図書室がなぜ著作権法適用外なのか、なぜ人命を預る病院に迅速な医療情報の必要性が認めてもらえないのだろうか。著作権法適用外の病院図書室間での複写による文献相互協力は法的には論外といわれるであろうが、当協議会会員はこの相互協力がどれだけ医療スタッフの研究と技術向上に、そして患者の治療に役立ってきたか。またインフォームド・コンセントや診療録開示、最近の一般市民の医学・医療情報への関心の高まりにしたがって、医療スタッフ以外の人々への医学情報の提供に、病院図書室での文献複写の必要性は必至である。

当協議会設立以来25年間、我々は決して著作権法に無関心であったわけではない。役員会、幹事会でも論議されたし、弁護士を講師に呼んで講演会も行った。その結果は常に著作権法第31条に適用する図書館となることは現段階においては極めて困難であること、というより不可能であろうことに尽きた。文部省と厚生省の縦割り行政もその一因となろうし、病院図書室の存在そのものが図書館界においても医学界、病院界において非常に弱体であることは認めざるを得ない現実である。病院が、または病院図書室が著作権違法で訴訟が起こされたときこそ、現実を明らかにし、適応の必要性を論議してもらう機会になろう、それまでは司書として当然の義務として可能な限り著作権法を尊重したサービスを行うしかない、と考えてきた。

また最近のインターネットによるホームペー

ジ、オンライン・ジャーナルなどの情報源の多様化にともなった著作権についての講演会、研究会も行っており、病院図書室司書の著作権についての関心は高まりつつある。

VI. 今後の検討課題

当協議会設立25周年を迎えるに当たって、「病院図書室と著作権法」にあらためて正面から向かい合ってみよう、ということになった。著作権法に詳しい諸先生方々の講演を聴き、ご意見を伺い、参考資料を集めた。そのなかで現在の著作権法は必ずしも現状に即したのではないこと、まず著作者の利益、権利を守るものであること、多くの企業では日本複写権センターと契約し、著作権料を包括方式で支払っていること、著作権法適用外の図書館（例：公民館図書室など）では著作権法第30条により資料を貸出し、利用者自身でコンビニなどの自動複写機で複製させている等多くを再認識させられた。しかし図書室においても病棟や外来からのポケット・ベルが鳴りつづける医師に、また内科、外科的疾患をもつ患者に分厚い医学書を渡して「著作権法の規定で、ここではコピーできません。近くのコンビニでも行ってコピーして下さい」と果たして言えるだろうか。結局、病院図書室の現状に則して著作権法をクリアできる最善の方法は得られなかった。「病院図書室が何をしているのか、文化庁が知るはずはない。」という痛烈な意見には、正にその通りと認めざるを得なかった。我々病院図書室からの意思表示も問題提起もせずに解決するはずはない。「著作権法第31条適用を最も必要とする全国的な病院図書室の組織からの要望として、まず病院の管轄である厚生省筋に検討する委員会を設けてもらい、文化庁に文書で要望書を提出してもらおう」という一例を示した提言もいただいた。もちろんこれで要望がとおるとは考えられないが、せめてそれだけの意思表示がなければ、この問題はクリアできないであろうし、病院図書室への社会的な認識を高めることもでき

ないであろう。

25周年を機会に、病院図書室の医学情報の提供を適法と認められる努力に取り組みながら、一般市民への医学情報公開への動きと医療から介護、福祉への広がりの中で、病院図書室は大きく活動して行かねばならない。そのためにも情報化時代に即した新しい著作権法の制定を願って止まない。

[謝辞] 今回のシンポジウム「病院図書室と著作権」を機会に、多くの方々から貴重なご意見、ご教示をいただきました。とくに図書館界で活躍されている川崎市立幸図書館の西野一夫図書館長、専門図書館協議会の著作権委員会委員長の前園主計先生にはお忙しい中を多くにご教示を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。また専門図書館事務局の初川様のご親切な労にも感謝いたします。